

令和 8 年度

稲沢市文化振興奨励補助事業 募集要項

－ 市民の芸術・文化活動を支援します －

市民の芸術・文化振興を図るため、創造性豊かな芸術・文化事業や講師を招いての講演会、出版事業など市民の自主的・自発的な芸術・文化活動に対して助成します。

補助対象

- ① 市内に活動の本拠を置く芸術・文化活動団体(構成員 5 人以上かつ過半数が市内在住又は在勤)で、3 年以上の芸術・文化事業の活動実績がある団体
- ② 市内に在住し、3 年以上の芸術・文化事業の活動実績がある個人
- ③ 芸術・文化事業の実施を目的として構成された実行委員会等の団体

補助対象事業

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに、稲沢市内の公共施設等で実施・完了する事業

補助対象経費、補助率

裏面のとおり(※補助金額は申請額満額とならない場合があります)

※ 完了報告時に領収書の写しが必要です。

申請の手続

所定の用紙に必要事項を記入し、教育委員会 生涯学習課 へ提出してください。

※ 所定の用紙(申請書)は令和 8 年 10 月 1 日(木)から生涯学習課で配布するほか市ホームページからダウンロードすることができます。

※ 初めて申請する団体または事業については必ず生涯学習課で事前相談を受けてください。

事前相談期間：令和 8 年 10 月 1 日(木)～11 月 13 日(金)

※ 団体の方は、申請用紙と一緒に団体の規約、会員名簿を提出してください。

※ 申請補助は、1 団体(個人)につき 1 事業 1 申請のみです。

受付期間：令和 8 年 10 月 8 日(木)～11 月 30 日(月)必着

※ 市役所の開庁時間は、午前 9 時から午後 5 時まで(月曜～金曜)です。

補助金の交付決定及び通知

申請された事業について内容審査を行い、令和 9 年 1 月末日までに審査結果を通知します。

補助対象事業、補助対象経費及び補助率一覧

補 助 対 象 事 業		補助対象経費 (事業に要する直接経費)	補助率	補助限度額
1 公演・展示等の芸術・文化事業 (1)音楽(民謡・吟詠を含む。)の公演、発表 (2)舞踊(民謡を含む。)の公演、発表 (3)演劇、大衆芸能(落語、講談、浪曲、漫才、寄席、演芸等)の公演、発表 (4)映画(ビデオを含む。)の制作、上映 (5)美術(日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、書、写真等)の発表、展示 (6)文化交流事業 (7)その他市長が認めた芸術・文化事業		消耗品費 印刷製本費(上限5万円) 郵便料(上限1万円) 使用料 (会場費・著作権料含む) その他必要と認めた経費	補助対象経費が6万円以上の場合に限り、補助対象経費の1/2以内 ※	10万円
2 芸術・文化に関する講師招請事業 (1)研修会 (2)講演会 (3)シンポジウム (4)その他市長が認めた招請事業		報償費(講師謝礼) 交通費(講師のみ) 消耗品費 印刷製本費(上限5万円) 郵便料(上限1万円) 使用料(会場費・著作権料含む) その他必要と認めた経費	補助対象経費が4万円以上の場合に限り、補助対象経費の1/2以内 ※	5万円
3 出版事業 (1)稲沢市域の歴史、考古、民俗、自然等に関する研究成果の出版 (2)文芸に関する出版 (3)その他市長が認めた芸術・文化に関する出版事業	年1回以上発行する定期刊行物を除く。	消耗品費 印刷製本費 郵便料(上限1万円) その他必要と認めた経費	補助対象経費が6万円以上の場合に限り、補助対象経費の1/2以内 ※	25万円

○補助対象経費は、事業に要する直接経費のみとし、下記の収入及び経費を差し引いた額とします。◆申請時に事前確認します。

- ①国県の補助金等
- ②事業実施に伴う入場料
- ③広告料、企業協賛金等の収入
- ④食糧費及び事業に関連して開催するパーティー等の経費
- ⑤同一団体の構成員に支払う経費 など

○補助金の額は、1,000円未満を切り捨てて交付します。また予算額を超えた場合は、申請額から按分して交付します。

○二次募集は行いません。また、完了報告時の補助金所要額が交付決定額を上回った場合の追加補助は行いません。完了報告時の補助金所要額が交付決定額を下回った場合は、速やかに変更申請が必要です。

問合せ先 稲沢市教育委員会事務局生涯学習課 電話：0587-32-1440 (ダイヤルイン)